

地域づくり県土警察常任委員会資料

(令和3年12月1日)

陳情3年地域づくり第26号

(インターネット公開版)

鳥 取 県 議 会

文 書 表

議 会 資 料

陳情（新規）・地域づくり県土警察常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
3年-26 (R3.11.24)	地域づくり	選挙における略称の表記に係る意見書の提出について	

▶陳情事項

鳥取県議会から国に対し、候補者や政党名がきちんと分別され、有権者の意思がきちんと反映される選挙制度の構築を求める意見書を提出すること。

▶陳情理由

衆院選が終わった。比例代表の投票用紙に書く政党名を巡り、立憲民主、国民民主両党の略称が「民主党」で重複し、その票のあり方をめぐって問題提起がされている。略称を届け出た両党は、「略称を書かないで」「正式な党名を書いて」と注意を呼びかけた。

略称は、正式な党名が略されていることを条件に各党が総務省に届け出る。今回は立民、国民の双方が「民主党」を希望。報道によると、公職選挙法に禁止規定がないため、総務省は略称が重複しても条件を満たせば認めることになるそうだ。

今回の「民主党」については、有効票として両党の得票に応じて案分するという方針を、総務省が都道府県選管に通知(10月22日)。立憲は「立」「立憲」、国民は「国」「国民」と書いても有効となる。一方、「民主」と書いた票は、票の有効性の判断は各選管が選任する開票管理者に委ねられているため、無効となる可能性があるそうだ。他地域の選管では、これを「有効とする場合は立民と国民で案分する」との考えと「『民主』を含む政党は自民、社民を含め4党あるため、無効とする」という考えもあるそうで、定かではない。

また、山陰中央新報は、31日の衆院選島根1区で開票作業に当たった松江市など9市町村の選挙管理委員会は、氏名の読み方が同じ2候補に振り分ける「案分票」の扱いに苦心。島根県選管や各市町村選管は案分票とした数や、判断基準について選挙後でも明らかにしておらず、有権者の投じた1票がどのような判断をされたのかは分からずじまいと報じている。本来、われわれの大切な一票が、その意志に応じて、きちんと選挙結果に反映されることが大切なのに、思いとは違う票に反映されることは好ましくない。

たとえば、マークシート方式を用いたり、候補者番号を使うのもひとつかもしれない。いずれにせよ、候補者や政党名が、きちんと分別され、有権者の意思がきちんと反映される選挙制度の構築を求めることが大切である。

▶提出者

足羽 佑太 (倉吉市)

現状と県の取組状況

執行部提出参考資料

地域づくり推進部（市町村課）

【現 状】

- 1 衆議院及び参議院の各比例代表選挙においては、政党等は当該政党等の名称（略称を含む）及びその所属する者の氏名等を記載した名簿を届け出ることにより、その名簿に記載されている者を候補者とすることができる。
- 2 1の名簿に記載する政党等の名称及び略称には一定の制約がある。
 - (1) 一定の要件（所属国会議員5人以上又は直近の国政選挙で2%以上の得票）を満たし、あらかじめ中央選挙管理会に名称及び略称を届け出し、告示された政党等
当該告示に係る名称及び略称でなければならない。
 - (2) (1)以外の政党等
(1)の告示に係る名称及び略称並びにこれらに類似する名称及び略称は使用することができない。
- 3 2(1)で届け出る名称及び略称について、複数の政党等が同一の名称又は略称を届け出るとは禁じられていない。ただし、政治資金規制法の規定による名称保護規定により、名称については複数の政党等が同一の名称を使用することは事実上生じないものと考えられる。
- 4 略称が同一である名簿届出政党等が2以上ある場合において、当該略称のみを記載した票は、公職選挙法の規定により、開票区ごとに当該名簿届出政党等のその他の有効投票数に応じて按分し、それぞれこれに加えることとされている。同一の氏名、氏又は名の候補者が2人以上ある場合において、その氏名、氏又は名のみを記載した票も同様に按分される。
- 5 公職選挙法の規定により、投票用紙には、候補者の氏名又は名簿届出政党等の名称等を自書することとされているが、この例外として、地方公共団体の議会の議員又は長の選挙に関しては、当該地方公共団体が条例で定めるところにより、記号式投票（投票用紙の記号を記載する欄に○の記号を記載する方式）を採用することができる。（マークシート方式や候補者番号方式は認められていない。）

【県の取組状況】

県選挙管理委員会は、各開票所において公職選挙法の規定に基づき適切に投票の効力の判定及び按分票の集計処理がされるよう、市町村選挙管理委員会に対して、投票の効力に関する国通知の周知、開票事務取扱要領の作成・配布、説明会の開催等を通じて周知徹底を図っている。

地域づくり県土警察常任委員会資料

(令和3年12月1日)

陳情3年地域づくり第27号

(インターネット公開版)

鳥 取 県 議 会

文 書 表

陳情（新規）・地域づくり県土警察常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
3年-27 (R3.11.24)	地域づくり	比例代表を中心とする選挙制度の確立を求める意見書の提出について	
<p>▶陳情事項 鳥取県議会から国に対し、比例代表を中心とする選挙制度の確立を求める意見書を提出すること。</p>			

<p>▶陳情理由 先の総選挙では、自民党が衆院定数（465）の56%を占める261議席を獲得し、「絶対安定多数」となった。 今回の選挙で、有権者数は、1億562万2860人で、そのうち5900万人余りが投票した（投票率55.93%）。引き続き政権与党となった自民党は、小選挙区で48.4%の票を獲得し、全289小選挙区の65.4%に当たる189議席を獲得した。比例代表での自民党の得票率は34.7%だった。 一方、小選挙区で落選候補に投じられ、有権者の投票が議席獲得につながらなかった「死票」は総計で約2673万票（46.5%）と、投票の4割強が死票になっていることがわかる。 現在の選挙制度は、小選挙区制と、比例代表制を組み合わせた、小選挙区比例代表並立制であるが、小選挙区中心の選挙制度は、得票が1票でも多ければ議席が獲得でき、残りは多くが「死票」になるデメリットを持っている。有権者の意思がきちんと反映される、比例代表中心の選挙制度の構築を求めることが大切である。</p>			
<p>▶提 出 者 足羽 佑太 （倉吉市）</p>			

現 状 と 県 の 取 組 状 況

執行部提出参考資料

地域づくり推進部（市町村課）

【現 状】

- 1 公職選挙法の規定により、衆議院議員の定数は465人とし、そのうち289人を小選挙区選出議員、176人を比例代表選出議員とすると定められている。
- 2 衆議院の選挙制度については、従来の中選挙区制が同一政党の候補者間による争いになり、選挙が政策の争いというより個人間のサービス合戦につながりやすいという指摘があったことを踏まえ、これを抜本的に改革することとし、政策本位、政党本位の選挙の実現を目指すため、平成6年に現行の小選挙区比例代表並立制に改められたものである。
- 3 当時の政治改革の議論については、内閣総理大臣の諮問機関である第8次選挙制度審議会（平成元年6月設置）において審議が重ねられたものであるが、同審議会が平成2年に提出した「選挙制度及び政治資金制度の改革についての答申」においては、小選挙区制度と比例代表制度のそれぞれの特性として、次のとおり指摘している。
 - ・小選挙区制には、政権の選択についての国民の意思が明確なかたちで示される、政権交代の可能性が高い、政権が安定するなどの特性があるが、その反面、少数意見が選挙に反映されにくいという問題がある。
 - ・比例代表制には、多様な民意をそのまま選挙に反映し、少数勢力も議席を獲得しうるという特性があるが、その反面、小党分立となり連立政権となる可能性が大きいため、政権が不安定になりやすいなどの問題がある。
- 4 その上で同答申は、「時代の変化に即応する政治が行われるためには、民意の正確な反映と同時に、民意の集約、政治における意思決定と責任の帰属の明確化が必要である。また、活力ある健全な議会制民主政治のためには、政権交代により政治に緊張感が保たれることが必要である。このような要請を満たすうえで、小選挙区制と比例代表制とを比較するとき、小選挙区制がこれらの要請によりよく適合するものと認められる。しかしながら、小選挙区制、比例代表制それぞれのみでは、先に述べたような問題もあるので、小選挙区制と比例代表制を組み合わせる方式によることが適当であると考えられる。」と結論付けている。
- 5 なお、現行制度を導入した平成6年の改正においては、総定数500人、そのうち小選挙区選出議員300人、比例代表選出議員200人と定められていたが、その後の数次にわたる改正の結果、現在の定数に至っている。

【県の取組状況】

- 1 公職選挙法の定めに基づき、県選挙管理委員会において、国の選挙について都道府県が処理することとされている事務の管理を行っている。
- 2 令和3年10月31日執行の第49回衆議院議員総選挙の投票率（小選挙区選挙）は58.16%、小選挙区ごとの候補者別得票数は次のとおりであった。
 - (1) 鳥取県第1区 得票数合計 125,426 票 うち当選者の得票数 105,441 票
 - (2) 鳥取県第2区 得票数合計 138,952 票 うち当選者の得票数 75,005 票

地域づくり県土警察常任委員会資料

(令和3年12月1日)

陳情3年地域づくり第28号

(インターネット公開版)

鳥 取 県 議 会

文 書 表

議 会 資 料

陳情（新規）・地域づくり県土警察常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
3年-28 (R3.11.26)	地域づくり	「県民の声」のウェブサイトへの公開と開かれた行政の推進について	

▶陳情事項

鳥取県議会から鳥取県当局に対し、「県民の声」の積極的なウェブサイトへの掲載を求めること。

▶陳情理由

県民の皆様からの県政への意見・要望・苦情などについては、県政を改善・発展させる上できわめて重要なものであり、その同種の意見や疑問を持っている人にとって参考になるものである。「声」が掲載されることで、現場の緊張感を高め、「市民の目線」を大切にする県政につながるだろう。

他方、現在、かつてに比べ、この「声」の掲載が本当に少なくなっている。

この原因はなぜなのか、わからない。コロナ禍で、原課が多忙をきわめ、「県民の声」として向き合うのが大変なのか、それとも「県民の声」自体が減っているのか、その他の理由なのか。

たとえば、11月26日時点での「県民の声」データベースの掲載数を数えると、2021年4月は5件、5月は21件、6月は9件、7月は7件、8月は6件、9月は4件、10月は3件、11月は9件という具合である。

県庁には多数の部署がある。たくさんの意見を受けているはずである。

多様な意見を極力掲載し、県政にどのような声が寄せられているのか、いまよりも掲載し、開かれた行政を推進してほしい。

また、先に陳情者が入れた意見について、回答期限を超過して回答がなされたケースもあった。担当課において、各所属に対し、「県民の声」のあり方（取り扱い要領）の再周知をはかってほしい。

については、鳥取県議会から鳥取県執行部に対し、その旨求めていただきたく、陳情するものである。

▶提出者

足羽 佑太 （倉吉市）

現状と県の取組状況

地域づくり推進部（県民参画協働課）

【現 状】

1 近年の県民の声の受付及び処理状況（令和3年度は11月25日時点）は、次のとおり。

	令和3年度	令和2年度	令和元年度
受付件数	1,237件	2,717件	1,590件
意見数	2,542件 (うち新型コロナ関連1,313件)	4,917件 (うち新型コロナ関連2,747件)	3,496件 (うち新型コロナ関連205件)
回答件数	226件	439件	707件
	公開件数 64件(28.3%)	公開件数 190件(43.3%)	公開件数 364件(51.5%)
	個別案件 75件(33.2%)	個別案件 115件(26.2%)	個別案件 145件(20.5%)
	県に権限がない 44件(19.5%)	県に権限がない 70件(15.9%)	県に権限がない 100件(14.1%)
	その他(制度説明、周知済みなど) 43件(19.0%)	その他(制度説明、周知済みなど) 64件(14.6%)	その他(制度説明、周知済みなど) 98件(13.9%)
公開件数	64件	190件	364件
県政へ反映(対応)した意見数	(年度末に集計)	184件	133件

()は回答件数に対する割合

2 令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症に関する意見が多く寄せられる一方、それ以外の意見数が減少傾向にある。新型コロナウイルス感染症に関する意見は回答を差し控えることとしており、また、匿名のため、回答することができない意見も多くあったことから、回答件数が減少している。

3 令和3年度については、例年と比較して、回答件数自体が少なかったことに加え、特定の個人や地域に関するものや県に権限がないものなど、非公表の要件に該当する意見の割合が高かったため、公開件数も減少している。

4 県民の声に対する回答は各担当課が行い、その期限は受付日から原則として5勤務日までとして運用しているが、令和3年度に回答した県民の声228件について、期限を超えて回答していたものは24件あった。(うち、1日超過6件、2日超過5件、3日以上超過13件)

【県の取組状況】

- 1 当県では、開かれた分かりやすい県政に向けて取り組む一環として、県民の声の制度を平成 11 年度から実施している。
県民の皆様から寄せられた県の行政に対するご意見、ご提言、アイデア、ご要望などの「県民の声」は、県政運営の参考にするとともに、意見者が回答を求めている場合は、匿名の意見を除き、直接、各担当課から意見者に回答している。
なお、新型コロナウイルス感染症に関する意見は、とりネットの新型コロナウイルス感染症特設サイトで感染状況、感染対策、県の方針などの情報を随時、更新し掲載していること、状況が流動的な中で、感染対策などの対応を行っていることから、令和 2 年度から個別の意見等に対する回答を差し控えている。(とりネットの県民の声のウェブサイトで、新型コロナウイルス感染症特設サイトを案内するとともに、新型コロナウイルス感染症に関する意見については回答を差し控えることを周知)
- 2 県の考え方や方針等を県民の皆様によく周知するため、回答した内容は、県民の声のウェブサイトで意見の概要と合わせて公開している。ただし、県に権限がないものや意見者が公表を望まないもののほか、「県民の声の聴取及び対応について（平成 15 年 4 月 24 日県民第 35 号県民室長通知）」により、特定の個人や地域に関するもの、制度等の問い合わせ、既に周知済の内容等は、県民の声のウェブサイトで公表しないこととしている。
- 3 県民の声はデータベースで進捗管理し、調査等に時間を要するなどにより、期限内に県民の声に対する回答ができていない所属に適宜、督促を行うとともに、各担当課から意見者に回答が遅れる旨の連絡をするよう、依頼を行っている。
また、毎年、年度当初に向けて、県民の声の制度を改めて全庁に周知するとともに、平成 29 年 4 月、同年 10 月、平成 30 年 9 月、平成 31 年 4 月、令和 2 年 5 月に県民の声の回答期限の遵守について通知を出し、徹底を図っている。